

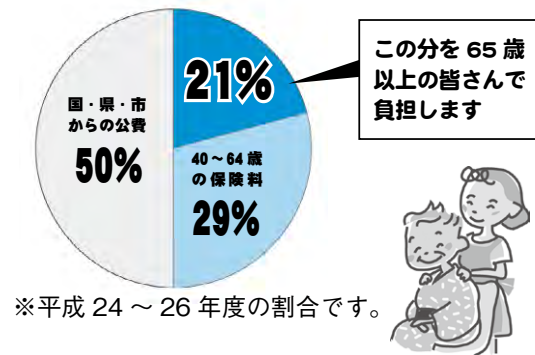
65歳以上の方の介護保険料 保険料は必ず納めましょう!

◆介護給付費の財源

介護保険は右図のとおり、国・県・市が負担する「公費」と、40歳以上の方が納める「介護保険料」を財源として運営されています。

65歳以上の皆さんが納める保険料は、介護保険のサービス給付に要する費用の21%を占める大切なものです。

介護が必要になったとき、安心して介護サービスが利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



◆介護保険料の納め方

年金の受給額により、納め方は2種類に分かれます。

①特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方
～年金から差し引かれます～

年金の定期払い(年6回)の際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

差し引きの対象となるのは、老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金です。

こんなときは…

一時的に納付書で納めます

- 65歳になったとき
- 他の市区町村から転入したとき
- 所得段階の区分が変更になったとき
- 年度初め(4月1日)の時点で年金を受給していなかったとき

②普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方
～納付書や口座振替で納めます～

市役所から送付される納付書により、金融機関を通じて真岡市に個別に納めます。

口座振替が便利です!!

保険料の納め忘れがなく、安心・便利な口座振替がおすすめです。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印鑑(通帳の届け出印)

これらを持参して、市内の金融機関または真岡市役所・二宮支所でお申し込みください。

◆今年度65歳になる方

今年度65歳になる方は、すぐには特別徴収(年金天引き)にならないため、納付書または口座振替で納めてください。特別徴収(年金天引き)の開始は、来年度以降になります。

▶4月2日～8月1日に65歳になった方

7月および8月に介護保険料納入通知書を送付しましたので、ご確認ください。

▶8月2日以降に65歳になる方

誕生日月の翌月に介護保険料納入通知書を送付します。

保険料を納めないと給付制限措置が取られます!

滞納していると…?

1年以上滞納の場合

サービス費用の全額を支払った後に、市役所の窓口で9割分の払い戻しを受けることになります。

1年6カ月以上滞納の場合

滞納している保険料の額を、給付される金額から差し引くことがあります。

2年以上滞納の場合

滞納期間に応じた一定期間、利用負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

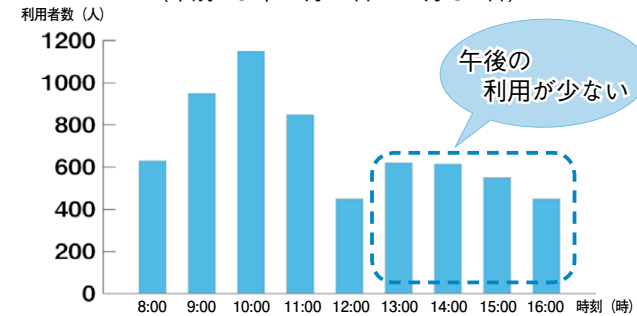
保険料をきちんと納めましょう!



【問い合わせ】介護保険課介護保険係 ☎83・8094 FAX83・8554

いちごタクシー時間帯別利用状況

(平成26年4月1日～7月31日)



【利用方法】

- ①事前の利用者登録が必要です。(電話でも可)
 - ②予約センターに電話で予約します。(利用日の2日前から30分前までに予約)
- 【運行時間】平日の午前8時から午後5時まで
【運賃】1乗車1人300円
※小学生以下200円、2歳までは無料

「いちごタクシー」予約を取りやすいのは午後
いちごタクシーは、通院や買い物などで外出をする際の移動手段として運行している。乗り合い方式のタクシーです。自宅と指定された100カ所の施設(病院・商業施設・公共施設等)との送迎を行っています。現在、約7900人の方が利用者登録を、1日当たり約80人の方が利用しています。通院のために利用している方が多いことから、午前中の便の利用者が多くなっています。
買い物などの利用は、比較的、利用者が少ない午後の便を利用することをおすすめします。

ごみ減量通信 No. 8

◆いちごタクシーの予約は、いちごタクシー予約センター(☎81・5515)まで。
【問い合わせ・利用者登録】企画課企画調整係 ☎83・8102

市制施行60周年記念 協賛事業を紹介します

◆第8回 栃木県サッカーファミリー フェスティバルin真岡
【とき】9月15日(月) 午前9時から
【ところ】鬼怒自然公園サッカー場
【主催】公益社団法人栃木県サッカー協会
【内容】多くのサッカーファミリーが集まり、参加できるイベントを開催。ジュニア・キッズ対象サッカー教室、栃木SC・栃木ウーヴァFC選手サイン会、PK大会、リフティングコンテストなど
【問い合わせ】真岡市サッカー協会事務局 ☎02・63805

◆第5回 真岡市長杯市民グラウンド・ゴルフ交流大会
【とき】9月20日(土) 午前9時から
【ところ】真岡市総合運動公園 陸上競技場
【主催】真岡市グラウンド・ゴルフ協会
【内容】真岡市内に在住または勤務するグラウンド・ゴルフ愛好家対象の大会
【問い合わせ】大会事務局 ☎02・30008

【協賛事業に関する問い合わせ】企画課企画調整係 ☎83・8102 FAX83・5896

- Q1. 油性のペンで名前や絵をかいたペットボトルは、どのように出せば良いですか。
A. 資源にはならないので、「もえるごみ」で出してください。
- Q2. ボタン電池や充電式の電池は、どのように出せば良いですか。
A. 市内の家電量販店等で自主回収していますので、市では収集しません。なお、「資源①」で収集するのは、使用済みの乾電池のみです。
- Q3. 座布団はどのように出せば良いですか。
A. 大きさにより分別が変わります。一番長い辺が60センチ未満のものは指定ごみ袋に入れて「もえるごみ」に出してください。60センチ以上の物は「その他・粗大ごみ」に出してください。
- Q4. ちょうちんはどのように出せば良いですか。
A. 金具やワイヤーがあるため、「その他・粗大ごみ」に出してください。
- 「その他・粗大ごみ」に 竹を出す場合のお願い
剪定枝を「その他・粗大ごみ」に出す場合の大きさは、太さ5～15センチ、長さ150センチまでですが、竹を出す場合、竹は繊維が強く、処理機のローラーに絡まってしまうため、長さ100センチまでに切断してください。